

角地の緩和（高槻市建築基準法施行細則 第40条）

（建ぺい率の緩和）

第40条 法第53条第3項第2号の規定により市長が指定する敷地は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- (1) 内角が120度以下の2つの道路によってできた角敷地で、その周辺の3分の1以上がそれらの道路に接し、かつ、次のア又はイのいずれかに該当するもの
 - ア それらの道路の幅員が、それぞれ6メートル以上でその和が15メートル以上のもの
 - イ それらの道路の幅員が、それぞれ4メートル以上で、敷地の面積が200平方メートル以下のもの

- (2) 間隔25メートル以下の2つの道路の間にある敷地で、その周辺の4分の1以上がそれらの道路に接し、かつ、次のア又はイのいずれかに該当するもの
 - ア それらの道路の幅員が、それぞれ6メートル以上でその和が15メートル以上のもの
 - イ それらの道路の幅員が、それぞれ4メートル以上で、敷地の面積が200平方メートル以下のもの

- (3) 公園、広場、水面その他これらに類するものに接する敷地で、前各号のいずれかに準ずると認められるもの